

いじめ防止基本方針

雲南市立阿用小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」という基本理念に立ち、未然防止に全力を注ぐ。発生した場合には、関係機関との連携を密にし、適切かつ迅速に対応し、再発防止に努める。

いじめとは

いじめとは、本校の児童に対し一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。身体的な苦痛を伴う場合もある。

本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、この定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止めて、全ての児童を守るという立場から、事実関係を確かめるとともに必要な対応をとる。

未然防止のための具体的な取り組みについて

- ・未然防止のための具体的な取組（チェック）

1. 組織的な取組（やるべきことをやる）

教職員の意識改革を図る。

いじめの定義を再確認するとともに、からかいやひやかし、無視などのちょっとした言動も根本はいじめと同じと捉えてしっかりと対応していく。

教職員の言動が児童に与える影響を考え、温かい言葉がけや一人ひとりを大切にされた対応をする。

その場での指導を徹底する。（人権問題には毅然とした態度で対応する）

師弟同行・率先垂範を通して、指導や観察を行う。

職員研修の充実を図るとともに、人権感覚を磨く。

各種研修報告を徹底する。

職員会議での5分間研修を実施する。（校長通信を活用して）

人権・同和教育や道徳の時間を要とした道徳教育を推進する。

人権旬間の取組を充実する。

道徳の時間を確保する。

教科学習等での道徳教育・人権教育を意識して進める。

心を動かす本の読み聞かせや教師の説話を、道徳の時間や朝の会で実施する。

2. 相談体制の充実

- 毎学期に1回、教育相談週間を設けて、全児童との面談を実施する。また、必要に応じて、児童と話し合う日常相談の機会を設ける。
- 保健室の相談機能を強化する。
 - 来室児童とのやりとりから、児童理解を進める。
 - 来室児童について、担任・保護者との情報共有を図る。
 - 相談窓口を設置（養護教諭）し、児童へ周知する。
 - 健康観察の結果を生かして、一人ひとりへ対応する。

3. 児童理解の深化（実態把握）

- 児童を多面的に捉える。
 - 自己評価や相互評価の場を設定する。
 - 教職員が気づきメモ・気づき伝言に努める。全教職員が55人の担任である。
担任以外の児童について、気づいたことを担任に伝えていく。
 - 日記や生活ノートなどを通して、児童と心の交流を図る。
 - 日常の観察をしっかりと行い、記録をとる。
 - 1日を通して観察のポイントを共通理解し、より細かに観察する。
 - ～朝の会から帰りの会まで・ノートや持ち物の点検なども含めて～
 - 校内巡視を実施し、児童への声かけをする。
 - 児童アンケートを実施する。（教育相談週間の前、その他定期的に）

4. 情報の共有（報告・連絡・相談）

- 何でも話し合える教職員集団をつくる。まず、教職員同士の挨拶から始める。
- 職員会議で児童の情報交換をする。
 - 少しでも心配という気がした児童について、毎週の職員会議で情報の共有を図り、必要があれば、教育相談委員会、人権・同和教育委員会、就学指導委員会を開催し対応を協議する。（早期発見・早期対応、教職員の連携）
- 日常的な情報交換をする。
 - 一人で抱え込まないように、職員室で同僚に相談する。少しでも心配なことがあれば管理職に相談する。職員室で児童について情報交換する時には、来校者や児童の在室に配慮すること。

5. 集団づくり（仲間づくり）

- 朝の会、帰りの会での活動を工夫する。
- 人間関係育成の取組をする。
 - （縦割り班活動・ソーシャルスキル・構成的グループエンカウンターなど）
- ハイパーQ Uの結果分析・研修会（夏季休業中に実施）を生かした取組の推進。

6. 進路保障（学びづくり）

- 日々の授業を大切にする。だれにもわかる・一人ひとりが生かされる授業を追求する。
- 読書活動の充実を図る。

一人ひとりの学びを育てるノート指導の充実を図る。

授業研究を推進する。(研究推進計画に従って実施)

7. ふるまいしまね(くらしづくり)

〇〇名人の取組を進める。

げんきいっぱい・あいさつ・せいとん・べんきょう・おしごと・なかよし

学期に1回の生活カード週間の実施により、望ましい生活習慣を確立する。

生活目標の取組をしっかりと進める。

8. 連携

市教委の学校訪問等を通して、指導を受ける。必要に応じて、SC・SSWを活用。

ふるさと教育を推進し、地域の一・もの・ことを活用して学習を進める。

3世代交流などの行事を通して、児童と地域住民との交流を図る。

保護者との連絡を密にし、一人ひとりに応じた教育を心がける。

連絡帳、電話、家庭訪問、学校での個人面談など必要に応じて学校での様子やできごとを伝えたり、対応を相談したりする。よいことも積極的に伝えていく。

学習公開日、学級懇談、講演会などへの参加を呼び掛けて、学校の様子を知ってもらったり、情報交換したり、また、共に学んだりする。

9. その他

児童会活動・クラブ活動の充実を図る。

あおぞらの家訪問や各種集会の開催で児童が中心となった取組を進め、人権意識を高めたり、ぼかぼか言葉を使うようにしたりする。

昼休みの遊びを豊かにする。

遊びの指導をしたり、遊び道具を準備したりして、楽しく過ごす昼休みを創り出す。

教室をはじめ、校舎内外の環境美化に努める。

いじめが発生した場合の対応について

 (別紙)